

令和6(2024)年8月28日

令和6(2024)年度地域密着型サービス事業所の新規指定について

- 1 内容  
新潟県指定通所介護事業所から柏崎市指定地域密着型通所介護事業所への転換
- 2 対象事業者  
株式会社ケンブリッジ
- 3 対象事業所  
デイサービスセンターえみふる
- 4 事業所所在地  
柏崎市東本町二丁目5番16号
- 5 日常生活圏域  
西圏域
- 6 利用定員  
35名から10名に変更
- 7 事業開始予定日  
令和6(2024)年9月1日
- 8 事業所概要  
別紙のとおり

令和6(2024)年度地域密着型サービス事業所新規指定について

法人名	株式会社ケンブリッジ
事業所名	デイサービスセンターえみふる
サービス種類	地域密着型通所介護

【適合確認表】指定基準

【根拠条文】

新潟県柏崎市指定地域密着型サービスに関する条例  
 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

指 定 基 準		必要数	デイサービスセンターえみふる	適否
1 人員基準	生活相談員 提供日ごとの勤務延時間数をサービス提供時間数で割った数が1名以上（専従） 【資格要件】 ・社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 ①社会福祉士 ②精神保健福祉士 ③社会福祉主事及びその任用資格 ・これらと同等以上の能力を有すると認められる者	1名	サービス提供日ごとに生活相談員を1名以上配置している。	○
	看護師又は准看護師（看護職員） 単位ごとに1名以上（専従） 定員が10名以下の場合 看護職員または介護職員のいずれか1名を配置	1名	定員10名のため、介護職員の配置のみで基準を満たしている。	○
	介護職員 利用者数が15名まで 1名以上 利用者数が15名を超える場合 1名+15名を超えた人数を5で割った数を加えた数以上 生活相談員又は介護職員のうち1名以上は常勤	1名	サービス提供日ごとに常時介護職員を1名以上配置している。 介護職員のうち1名以上を常勤として配置している。	○
	機能訓練指導員 1名以上（兼務可） 【資格要件】 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者	1名	1名（非常勤専従）	○

【適合確認表】指定基準－2

指 定 基 準		デイサービスセンターえみふる	適否
2 設備基準	食堂及び機能訓練室（1名当たり3㎡以上） ※ 30㎡以上で適	97.33㎡	○
	静養室	あり	○
	相談室（遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されている）	あり	○
	事務室	あり	○

<地域密着型通所介護事業所転換後の介護給付費の見込み>

通所介護

受給者1人あたり給付月額（R5）	一月当たり利用人数（実績）	一月当たりの介護給付費
65,276円	65人	4,242,940円



地域密着型通所介護

受給者1人あたり給付月額（R5）	一月当たり利用人数（見込）	一月当たりの介護給付費
55,828円	38人	2,121,464円